

第 752 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 12 月 22 日 (木) 14 時 00 分～15 時 21 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) 小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 3)
- (4) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 8-1～8-3)

2 協議事項

- (1) 海区漁場計画 (共同漁業権) について (その 5) (資料 4-1、4-2)
- (2) 漁業法第 146 条の規定に基づく議事への参与の制限について (資料 9)

3 報告事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について (資料 5-1、5-2)
- (2) 令和 4 年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の開催結果について (資料 6)
- (3) 神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について (資料 7)

4 その他

- (1) 令和 5 年 3 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 千葉県海面における遊漁のまき餌釣り等のルール (参考資料 1)
- ② 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、野口技師、川原技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中15名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

それではただいまから第752回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が4件、協議事項が2件、報告事項が3件、その他となっております。

諮問事項(4)「くろまぐろに関する令和4管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」と、協議事項(2)「漁業法第146条の規定に基づく議事への参与の制限について」は本日議題として追加されたものです。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

福本委員、宮川委員、よろしいでしょうか。

両委員
議 長

了 承

それでは福本委員、宮川委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師
議 長

【資料1に基づき説明】

今御説明いただいた件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いて諮問事項(2)「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 原田主査

【資料2に基づき説明】

議 長 実質的な変更はないとのことですが、ただいま御説明いただいた内容について御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 了 承

議 長 それではそのように決定します。

続いて諮問事項（3）「小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹 **【資料3に基づき説明】**

議 長 これにつきましても実質的な変更はないということですが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

青木勇委員 これは共同漁業権内の許可だと思いますが、行使規則に載せればいちいち許可を取らなくてもいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

水) 相澤副技幹 共同漁業権に関しましては、漁業権者は漁協で、行使する方が漁業者となります。

今回のこの許可対象者は漁協になりますので、行使規則に則るのではなく、許可漁業とさせていただいております。

青木勇委員 分かりました。

議 長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員 事務手続の話でお伺いしたいのですが、今回3件の申請期間が出されてお
り、例えば申請期間が来年1月の4日だったり10日だったり、許可の有効
期限が3月の初旬だったり4月1日だったりというようにいくつかありますが、何か月前に諮問するというようなルールはあるのでしょうか。

水) 原田主査 規則上で定められているのは、申請期間はひと月を下らないとされている
のみで、それ以外の時期については特に定めておりませんが、申請書を出し
ていただいてからの諸々の審査期間等を鑑み、なるべく余裕を持ったスケジ
ュールとさせていただいております。

鵜飼委員 申請期間は1か月ですか。

水) 原田主査 はい。

鵜飼委員 満了期間が3月のものもあれば、4月のものもありますよね。

この差は何か意味があるのでしょうか。

5月でもよいのでしょうか。

水) 原田主査 それにつきましても特に定めはなく、あまり早く諮問するのは避けていま

すが、許可の終了日から逆算して十分余裕をとったスケジュールリングとしております。

鵜飼委員 特段内規があるわけではないけれど、事務が処理しやすいようにということですか。

水) 原田主査 そのとおりです。
事務の処理と、申請者が準備をしやすいスケジュールで考えております。

鵜飼委員 分かりました。
議 長 他に御意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとした
いと思いがいかがでしょうか。

委員一同 了 承
議 長 それではそのように決めます。
続きまして諮問事項(4)「くろまぐろに関する令和4管理年度における
神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

本件につきましては本日追加で諮問されたものであり、資料が机上配付されて
いる議題なので水産課から説明をお願いいたします。

水) 川原技師 【資料8-1～8-3に基づき説明】

議 長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員 枠の話に関連して、少し話がずれてしまうかもしれませんが、今年いっぱい
見えてきて、小型魚は1.5キログラムや2キログラムくらいであれば放流する
のはそれほど苦ではないのですが、段々魚体が大きくなっており、7キログラム、
8キログラムとなっています。

そうすると非常に難しくなりますし、来年はもっと大きくなってくるのでは
ないかと思えます。

例えば29キログラムのくろまぐろが来た場合にどのように判断するの
でしょうか。

もう今期の枠はいっぱいですとなって放流するときに、30キログラム前後
のくろまぐろの放流というのは非常に難しいし、漁師としても、いったい
1匹いくらになるのかという話です。

組合員に説明する立場なので、そういったことも考えていただきたい
です。

この枠についても、現状どおりではなく、例えば今年はこれだけだった
けれども来年は倍になった、再来年はもっと多くなったというように力を入れ

てもらえるのであればまだいいですが。

この規制をかけたため、くろまぐろがどんどん増えているのは事実だと思いますし、それはいいことですが、ずっと獲らないでこのままなのでしょうか。

それとも今年の実績で来年はもう少し枠が多くなるのでしょうか。

何回も言っていますが、極端に言えば放流しても死んでしまいますので、そうであれば無益な殺生はやめて身にした方がよいと思いますし、その辺をもう少し考えていただきたいです。

枠はこれだけなのでこれだけでやってくださいというのは言いにくいですし、もう少し考えていただきたいと思います。

できれば枠を少なからず増やしていってもらいたいと思います。

水) 菊池副技幹

御意見ありがとうございます。

私たちも同感としか言いようがありません。

今水産庁でも、TACを行った成果だという言い方をしていますが、確かにくろまぐろが増えているのは事実なようです。

それに対して全国的に増やしてほしいということは様々な会議で言われていますが、国からの回答として、国際条約の決め方の問題があり、どうしても今は数字が動かせない中で各県の割当てを単純に増やすのは困難であると言われていています。

逆の面を言えば、獲れ過ぎてしまうので国の留保は若干増えるなど一応検討してはいただいています。国際条約に縛られてしまっただけで身動きが取れないのが現状のようです。

県としても大変心苦しい答えになりますが、増やしますという回答はできない状況にあります。

福本委員

例えば25キログラムから29キログラムのくろまぐろが来たときに判断できないですね。

持ってきて測るのかという話になりますし、そうしたら死んでしまい、どんどん難しくなっています。

増えていってよいことだという理屈は分かりますが、漁業者としては、増えているのだからもう少し獲らせてほしいというのを入れていかないと、全国的に上手くいかないのではないのでしょうか。

今はまだいいですが、どんどん難しくなっていくと思います。

事情は分かりました。

議長

他に御意見等ございますでしょうか。

青木勇委員 全国的な実績はどのくらいになっているのでしょうか。
全国的にもう割当て量が最大なのでしょうか。
神奈川県はほぼ最大のようなのですが。

水) 菊池副技幹 全国的な実績の具体的な数字は今は分かりませんが、全国的に不足しているのは確かなようで、かなり枠の上限までいってしまっているようです。

青木勇委員 漁獲実績はこの資料で出ていますが、放流した数量は分かりませんよね。
それが実績には反映されていないので、その辺がどうなのかなという気がします。

水) 菊池副技幹 国としては放流した数量も報告しなさいという話はあったのですが、あまりにも漁業者の手間が増えすぎてしまうので、その実態は分かっておりません。
また、国の配分の方法としては、漁獲抑制措置が入る前の段階での配分を基本としていると伺っております。

青木勇委員 分かりましたが、納得できないような感じですね。
議 長 確かに同じ漁獲量でも放流したのがどれくらいあるかによって随分違いますよね。

青木勇委員 そう思います。
議 長 確かにそのような情報は必要だと思うので、できればそういう情報も集めていただいた方がいいのだらうと思います。
他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。
それでは諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 了 承
議 長 それではそのように決定いたします。
続いて協議事項(1)「海区漁場計画(共同漁業権)について(その5)」を議題とします。
本件につきましても本日資料が机上配付されておりますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査 【資料4-1及び4-2に基づき説明】
議 長 この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
玉置委員 海の公園については1人1日2キロの制限があったと思いますが、これは共同漁業権に基づき採捕する漁業者にもかかるのでしょうか。
また、先ほどの説明の中で遊漁者は幅15センチ以上の漁具を使えないという話がありましたが、逆に言えば漁業者であれば海の公園の中でじょれん

や幅 15 センチ以上の漁具を使うことができるのでしょうか。

水) 原田主査

1 点目ですが、2 キロの上限というのは横浜市が公園条例に基づいて定めたもので、公園利用者に適用されるものとなります。

公園利用者は遊漁という枠組みになっておりますので、漁業法の規定とは分けて考えることとなりますが、遊漁に対する配慮は必要となります。

同じ意味で、漁業関係法令上は公園区域内で漁業者がじょれんを使用することは可能で、現に非組合員によるじょれんを使用した操業が行われております。

玉置委員

分かりました。

議 長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

大竹委員

マリーナの中で漁業をすることはないと思いますが、色々なところにマリーナがあると思います。

今の話を聞いていると、マリーナの中には漁業権が設定されていないことになるので、その中にあるものは誰が獲ってもいい、何をしてもいいことになるのでしょうか。

水) 原田主査

既に漁業権が設定されていてマリーナがあるところでも、漁業権の範囲になっているところはあります。

新たに漁業権を設定するにあたって、占有使用者がいる場合はそこを避けるようにということが国のガイドライン等に示されておりますので、それに従っております。

法律的に申し上げますと、漁業権がないところについて、一般の方による水産動植物の採捕は、漁業権の侵害という形からの規制はできませんが、漁業法や規則による規制は引き続きかかります。

例えば獲り方についてですが、やすと一緒に水中眼鏡を使ってさざえを獲ってしまうと、漁業権の有無に関わらず規則違反となります。

漁業権がある区域でさざえを獲っていると、それにプラスされてさざえを獲ったことによる漁業権の侵害という罪が1つ増えることとなります。

漁業権のない区域では、規則や関係法令は守っていただきますが、それ以外については特に規制がかからないこととなります。

大竹委員

手を突っ込んで獲ることは可能なのでしょうか。

水) 原田主査

獲る対象によります。

例えば小さいさざえは規則で規制がかかっていますが、規則の規制がかかっていない直径が3センチ以上のさざえであれば、手を突っ込んで漁業権が設定されていない区域で獲る行為が法律に触れることはありません。

大竹委員	分かりました。
議 長	他に御意見、御質問等ございますでしょうか。
福本委員	認識不足かもしれませんが、ここはなぜ漁業権がないのでしょうか。
水) 原田主査	ここには昔は漁業権がありましたが、高度経済成長時に漁業者が港湾開発に協力するために漁業権を手放した経緯があり、昭和40年代ごろから横浜市より北の共同漁業権は一斉になくなっております。
福本委員	このまま進んでいくといつごろ漁業権が設定されるのでしょうか。
水) 原田主査	港湾管理者等から意見をいただき、公益上の支障の有無について判断させていただいた以降、他の既存の漁業権と一緒に海区委員会に諮問いたします。
	その後の免許予定日については他の漁業権と同じく、令和5年9月1日付けで予定しております。
福本委員	分かりました。
議 長	他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。
鵜飼委員	資料4-2の3ページの漁業権漁場図案で、区域がヌ、ル、ヲ、ワ、カというところで沖合からぐっと入れ込んでいますよね。
	実態調査を見るとここはたこ漁業をやっている漁場だと思いますが、何か理由があってこのような形になっているのでしょうか。
水) 原田主査	こちらは旧米軍の小柴の給油施設のあるところで、過去の経緯から新たな漁業権の設定を差し控えさせていただいております。
鵜飼委員	港湾局から言われているのでしょうか。
水) 原田主査	防衛省となります。
	この区域は防衛省により制限区域として設定されたままであり、制限区域に漁業権を重ねて免許するのは現実的に難しいので設定から外させていただきました。
鵜飼委員	制限区域なのですね
	分かりました。
議 長	他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。
	よろしいでしょうか。
	特段ないようでしたら、今回提示されました海区漁場計画素案を了承することとしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それではそのように決定いたします。
	続いて協議事項(2)「漁業法第146条の規定に基づく議事への参与の制

限について」を議題とします。

本件につきましても本日議題として追加されたものであり、資料が机上配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事
議 長

【資料9に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

特段ないようですので、この後開催される定置漁業権小委員会において、定第9号の海区漁場計画素案について審議、議決する際には、福本委員には別室で待機していただくこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続きまして報告事項(1)「太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事
議 長

【資料5-1及び5-2に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いて報告事項(2)「令和4年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 川上代理
議 長

【資料6に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件も報告事項ですので了承ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続きまして報告事項(3)「神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について」を議題とします。

本件につきましても本日資料が机上配付されている議題ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事) 川上代理
議 長

【資料7に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
特段ないようですので、本件も報告事項ですので了承ということにしたい
と思いますがよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かござい
ますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会は閉会といたします。

今年最後の委員会ですが、1年間御審議いただきありがとうございました。